愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正について このことについて、別添案を添えて請議します。

令和2年3月23日提出

教育長 長 谷 川 洋

説明

この案を提出するのは、文化財の保護に関する事務の知事部局への移管等に伴い、規定を整備する必要があるからである。

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正の概要

1 改正の理由

(1) 文化財の保護等に関する事務の知事部局への移管 文化財の保護等に関する事務の知事部局への移管に伴い、学習教育部生涯学習 課文化財保護室を廃止する。

(2) 教育情報化業務の本庁への一元化

専門化・高度化する教育の情報化業務を推進するため、愛知県総合教育センター情報教育部の一部業務を管理部教育企画課に移管し、教育企画課の所掌事務を「県立学校情報化推進計画に関すること。」から「県立学校の情報化の推進に関すること。」に改める。

(3) 職制の一部改正

- ・ 生涯学習の推進及び社会教育の振興等に関する事務を掌理する「生涯学習監」 を、学習教育部の業務を行政職員の視点から総括的に指導、監督を行う「教育 管理監」に改める。
- ・ 愛知県の人事制度の見直しに伴い、「主幹」を「担当課長」に改め、「主任主査」を廃止する。
- 2 改正の内容

別紙のとおり

3 施行期日

令和2年4月1日

課 進 後 職 員 上司が命ずる事務を処理する。 地方機関の 主任 主 査 事 務 職 員 支所長を補佐する。

中「生涯学習監」を「教育管理監」に改め、「振興」の下に「及び学校教育」を加え、同条第三項

W

		霊		监	長補名	は技術		事務を加			,	
Γ						Г						J
	監	•	141	刑	桓	₩.		離	#	栏	に改め、	同条第二項の表
							<u> </u>					

Γ					
	監	担当課長	事務職員	上司が命ずる事務を掌理する。	.17
	監	課長補佐	は技術職員事務職員又	事務を処理する。課長を補佐し、及び上司が命ずる	. 23

Γ							
		[M]		蛋 長	事務職員	する。上司の命を受け、室の事務を掌理	
	黙	•	[M]	出 韓	事務職員	上司が命ずる事務を掌理する。	
		點		課長補佐	は技術職員事務職員又	事務を処理する。課長を補佐し、及び上司が命ずる	₩
		[M]		室長補佐	事務職員	事務を処理する。室長を補佐し、及び上司が命ずる	
	監	•	1111	主任主查	事務職員	上司が命ずる事務を処理する。	

第十四条第一項の表中

第十一条第三項指導課から指導第二課までの分掌事務中第八号を削り、第九号を第八号とする。げる。

第十条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り上第六項から第八項までを二項ずつ繰り上げる。

第十三号を削り、第十四号を第九号とし、同条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、

第六条第二項中第七号から第十号までを削り、第十一号を第七号とし、第十二号を第八号とし、

第五条第三項第五号中「県立学校情報化推進計画」を「県立学校の情報化の推進」に改める。

 $+M_{\circ}$

第四条第三項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とように改正する。

愛知県教育委員会事務局組織規則(昭和三十九年愛知県教育委員会規則第九号)の一部を次の

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

令和二年 月 日

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

この規則は、今和二年四月一日から施行する。

州 川

Γ			_			_
	\forall	刑	支所長代理	事務職員	支所長を補佐する。	に改める。
						-]

新

(部の設置)

第四条 1 及び 2 略

3 学習教育部においては、 次の事務をつかさどる。

及び二 略

 \equiv 略

兀

略

Ŧī. 略

(管理部に属する課)

第五条 1 及 び 2 略

教育企画課においては、次の事務をつかさどる。

3

略

五. 県立学校の情報化の推進に関すること。

略

4 以下 略

(学習教育部に属する課)

第六条 略

2 生涯学習課においては、 次の事務をつかさどる。

六 略

(部の設置)

旧

第四条 1 及び 2 略

3

同 上

一及び二 略

文化財の保護及び文化の振興に関すること。

兀 略

Ŧī. 略

六 略

(管理部に属する課)

第五条 1及び2 略

3 同 上

— 〈 匹 略

五. 県立学校情報化推進計画に関すること。

六 略

4 以下 略

(学習教育部に属する課)

第六条 略

2 同上

一~六 略

文化財の保護に関すること。

6 5 4 3 +一 ~ 九 略 略 略 略 略

九 八 七 略 略 略

(教育事務所の所掌事務)

第十条 教育事務所においては、 次の事務をつかさどる。

略

4 3 兀 十四四 略 文化財保護室においては、次の事務を処理する。 文化財の保護に関すること。 埋蔵文化財調査センターに関すること。 銃砲刀剣類の登録に関すること。 文化財保護審議会に関すること。 略

6 5 略

7 略

8 略

第十条 同上

一~九 略

#

略

(教育事務所の所掌事務)

十 文化財の保護に関すること。

+ 略 略

文化財保護審議会に関すること。

生涯学習課に文化財保護室を置く。

芸術文化の振興に関すること。 銃砲刀剣類の登録に関すること。 埋蔵文化財調査センターに関すること。

八

九

	部 部長及び課 課長 略	組織 職名 職員の種類 職務	であれば、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。 の職は、それぞれ同表の職員の種類欄に掲げる職員をもつて充て、そのの職は、それぞれ同表の職員の種類欄に掲げる職員をもつて充て、そのける才戸の糸締に それぞれ同表の職員の職名権に掲げる職員の職を置き そ	げる本庁の組織に、それぞれ同表の職名欄に掲げる職員の職を置き、	第十四条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲	(職員の職及びその職務)	八略		~ 七 略	指導第二課	指導第一課	指導課	総務課 略	指導第一課及び指導第二課は、担当区域を定めて事務を分掌する。	前二項の各課の分掌事務は、次のとおりとする。この場合において、	第十一条 1及び2 略	(課の設置)	十三略	十二 略	十一略	
- [同上	組織		()	?	拇 第十四条 同上	(職員の職及	九	八文化財の	一~七略	指導第二課	指導第一課	指導課	総務課 略		3 同上	第十一条 1及	(課の設置)	十四略	十三略	十二略
		職名				(職員の職及びその職務)		の保護に関すること。					哈			1 及び2 略					
		職員の種類							, J.2J.°												

3

法令に特別の定めがあるものを除くほか、 次の表の組織欄に掲げる地

3

同

上

2 その職はそれぞれ同表の職員の種類欄に掲げる職員をもつて充て、その 職務は、 本庁の組織に、それぞれ同表職名欄に掲げる職員の職を置くことができ、 学習教育部 課 課 課 前 課 課 課 組 項に規定するもの 主任以下 主席指導主事 総括専門員以下 織 それぞれ同 課 担 主 教育管理監 当 長 略 職名 補 課 ずから 表 佐 長 查 の職 0 略 課 ほ 事 略 は事 か、 務欄に掲げるとおりとする。 教育企 事 技 務 職員の種類 務 教育委員会は、 術 職 務 職 画 員 職 職 主事まで 員又 員 員 る上司 命ずる事務を処理する。 課長を補佐し る事務を掌理する。 の振興及び学校教育に関す上司の命を受け、生涯学習 次の表の組織欄に掲げる が 略 命ずる事務を掌理す 職務 及び上司 が 2

同 上

同 学習教育部 Ŀ 組織 生涯学習監 職 名 事 職 員の 務 職 種 類 員 する。の振興に関する事務を掌理上司の命を受け、生涯学習 職務

同上 課 同 課 課 上 課 室 室 室 室 室 主 主 室 課 主 室 長 任 長 補 主 補 佐 查 佐 幹 長 查 は技術職員事務職員又 事 事 略 事 事 務 務 務 務 職 職 職 職 Ħ 員 Ħ 員 上司の命を受け、 上司が命ずる事務を掌理す 上司が命ずる事務を処理す 命ずる事務を処理する。室長を補佐し、及び上 命ずる事務を処理する。課長を補佐し、及び上 及び上 及び上司 室の事務 冒 が が

その職は、それぞれ同表の職員の種類欄に掲げる職員をもつて充て、そ方機関又はその組織に、それぞれ同表の職名欄に掲げる職員の職を置き、

	下略	主席指導主事以下	地方機関 立
支所長を補佐する。	事務職員	支所長代理	支所
設楽教育指導室長まで略		所長から設楽教育指導室	地方機関
職務	職員の種類	職名	組織
とおりとする。	それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。	れぞれ同表の強	の職務は、そ

日上	課地方機関の	支所	日上	組織
	主任主査	支所長代理		職名
	事務職員	事務職員		職員の種類
	上司が命ずる事務を処理す	支所長を補佐する。		職務